

選定基準

第2花見工業団地分譲要項に規定する選定基準は、以下のとおりとします。

1 選定の方法

(1) 第2花見工業団地立地企業選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、分譲申込企業から提出された「第2花見工業団地分譲申込書兼誓約書」一式及び代表者等による申込内容のプレゼンテーションに基づき点数付けを行い、分譲候補者を決定後、選定結果を通知します。なお、プレゼンテーションの詳細については5月末日までに宮崎市ホームページでお知らせします。

(2) 原則として複数区画の一体的な活用状況及び点数により分譲申込企業の優先順位を決定します。

(3) 優先順位の高い企業から希望する分譲区画の割り当てを検討し、当団地への投資効果がより高くなるよう分譲候補者を選定します。※選定委員会の結果、いずれの申込企業も分譲候補者として選定されない場合がありますことをご了承ください。なお、選定の経過等に関する疑義照会及び質問等には一切応じられません。

(4) 分譲候補者選定の過程で、希望する区画とは別の区画への変更等の相談をする場合があります。

(5) 最終的に分譲候補者が決定しなかった分譲区画については、一定期間経過後、ホームページ等で告知のうえ、随時募集とします。この場合、「第2花見工業団地分譲申込書兼誓約書」一式及び代表者等へのヒアリング等に基づき、総合的に分譲の可否を判断させていただきます。

2 選定項目

(1) 経営状況の安定性 経営内容が健全で、安定した企業活動を継続している。

(2) 周辺環境への配慮

ア 公害を防止するための対策が確立され、良質な環境を維持できる。

イ 地域環境との調和が図れる。

ウ 公害発生のおそれがある事故等が発生したときは、各関係機関に直ちに報告し、速やかに適切な対応処置を講ずることができる。

(3) 事業計画の実現性

ア 事業計画及び施設の建設計画が具体的である。

イ 必要な資力及び資金計画がある。

(4) 市内及び県内経済への貢献及び波及効果

(製造業)製造品出荷額等

(流通業)売上高

- (5) 雇用創出の効果 地域において新たに良質な雇用創出が期待できる。
- (6) 進出への熱意等 第2花見工業団地への進出に強い意志がある。
- (7) 投資総額
- (8) 一体的な活用(*) 複数の区画をまとめて活用することで効果的な投資を行う。
- (9) 特別評価事項 特別に評価すべき事項がある。

例 SDGsや脱炭素社会の推進に大きく寄与する 荷主として宮崎港を利用する など

(*) 一体的な活用とは、一つの企業が連続した複数の区画を取得し、事業のために一体的に活用することをいう。